

福井市公企告示第27号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市上下水道局経営部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月4日

福井市上下水道事業管理者 塚 谷 朋 美

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和7年12月18日

2 下水を排除し、及び処理すべき区域

単独公共下水道日野川処理区

西木田4丁目、みのり3丁目、渕1丁目、西谷3丁目、下荒井町、引目町、高柳3丁目の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

単独公共下水道日野川処理区

福井県福井市黒丸町3字1番地

日野川浄化センター

6 縦覧期間

令和7年12月5日から12月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

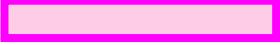
7　縦 覧 時 間

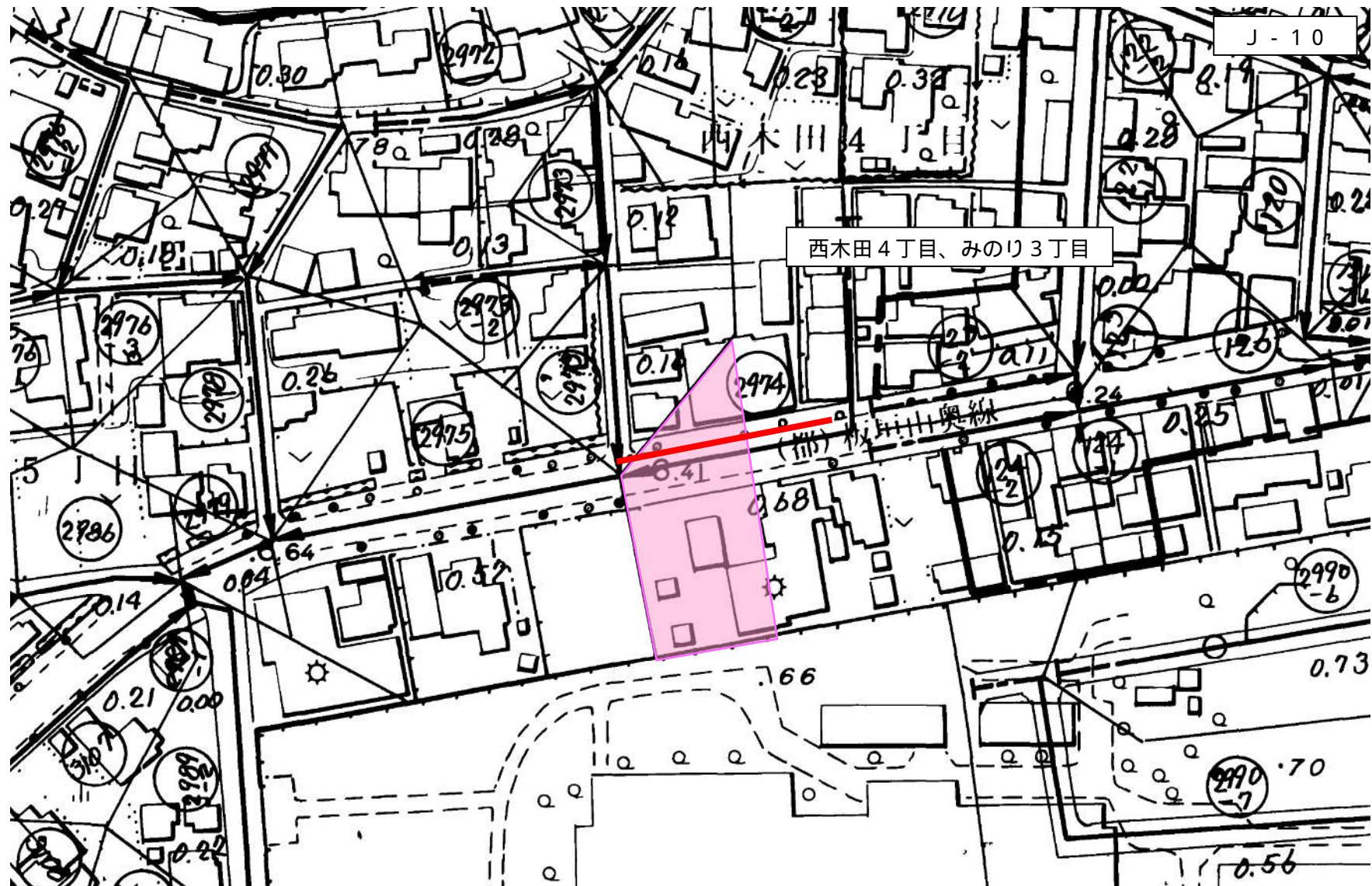
午 前 8 時 3 0 分 か ら 午 後 5 時 1 5 分 ま で

別紙図面

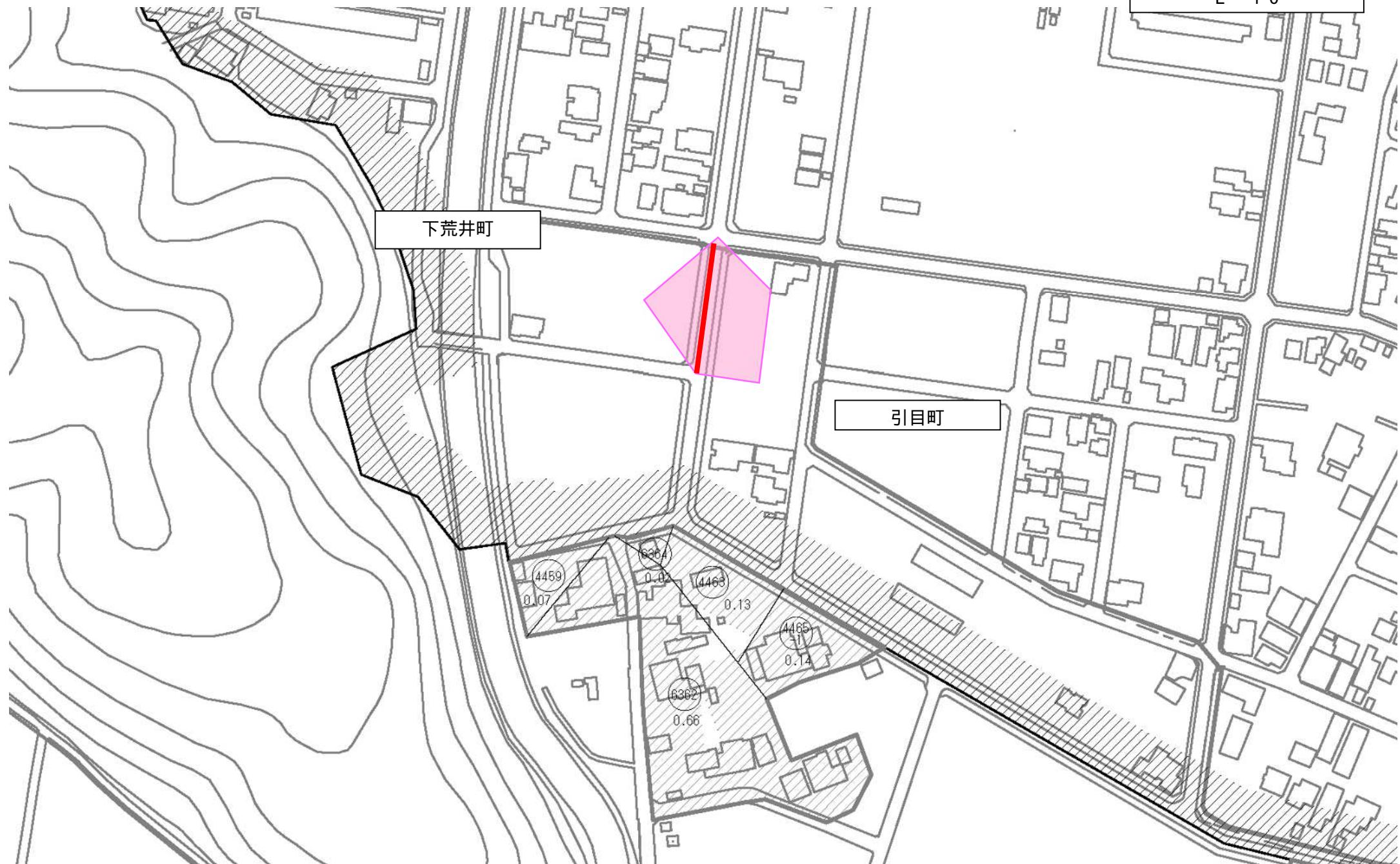
供用を開始しようとする排水施設の位置

凡例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置



L - 10



K - 9



